



発行／八潮市議会議員・やざわえみこ(市民と市政をつなぐ会)

# やざわえみこ通信 第76号

〒340-0823 八潮市古新田923 TEL (FAX共通) 048-997-9632

E-mail : e-yazawa@smile.ocn.ne.jp http://www.e-yazawa-web.net/

市民派 安全性 100% 無所属

## 4/10 女性参政権行使から 72 年目

★埼玉県では、今年4月から自転車保険加入が義務化されています。万が一の場合に備え、未加入の方はこの機会に加入しましょう！



法案成立の歴史的瞬間を一目見たいと、多くの女性たちが、今か今かとスタンバイしています。しかし、本会議の予定は、前日か前々日に決まり、傍聴券は、国会議員の紹介がなければ手に入らない。国民主権というのに、何か変だと思いませんか？

女性議員を増やす第一歩となる「政治分野における男女共同参画推進法」が、ようやく4月12日に衆議院本会議で可決され、参議院に送付された。(写真は、4月11日、衆議院内閣委員会で全会派一致で法案可決後、超党派議連会長の中川正春衆議院議員を囲んで)

今年の4月10日は、戦後初めて女性が参政権を行使し、39名の女性国会議員が誕生してから72年目。列国議会同盟(IPU)が今年3月に発表したデータでは、下院(日本の衆議院に相当)の女性議員の平均が23.4%にもかかわらず、日本の衆議院議員の女性比率は10.1%。193カ国中158位で、先進諸国の中で最低。地方議会では、都道府県議会議員の女性割合は10.1%、市区町村議会は13.1%(総務省調査、2017年12月31日現在)。しかも、20.6%の地方議会では女性議員が一人もない「ゼロ議会」(市川房枝記念会女性と政治センター調査、2015年6月現在)。

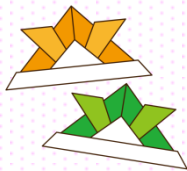
4月10日に開催された院内集会で、ニュースキャスターの安藤優子氏は「女性の意識を変えるのが先か、選挙制度を変えるのが先か」と、押し問答している時間はない。「まずは、制度を変えるべきで、推進法の成立は不可決」と。森友・加計学園問題、自衛隊の日報隠ぺい事件、財務次官のセクハラ事件…など問題が噴出し、国会は機能不全に陥っています。

しかし、この法案は超党派で合意されているもの。早急に、全党派の誠意ある対応を求めたい!

## えみこの主な活動日記(2月～5月) 一部予定も含む

### 2月

1. 第26回地方×国政策研究会(衆議院会館)
2. クオータ制を推進する会ロビー活動
4. 第31回東京直結鉄道 建設・誘致促進『総決起大会』記念式典、選挙改革フォーラム勉強会
6. 愛知県新城市「若者議会」視察
7. 代表者会議、会派議案説明
8. 地方財政セミナー(TOC 有明)
- 9~17 目の手術・入院
19. 公共施設整備等調査特別委員会
21. 議会運営委員会
- 28~3/20 3月定例議会



### 3月

15. 潮止中学校卒業式
23. 中川小学校卒業式
27. 東埼玉資源環境組合議会
28. 政治資金規正法に基づく報告(埼玉県庁)

### 4月

3. クオータ制を推進する会(Qの会) 国会ロビー活動
7. 「誰もが働きやすい社会へ！パリテ議会で実現しよう！」
9. 潮止中学校入学式、中川小学校入学式
10. Qの会主催「女性参政権行使72年記念イベント」
11. 衆議院内閣委員会傍聴
- 12~13 JIAM 研修(観光政策)
- 18~19 福島原発震災情報センター視察・研修(福島県大熊町・富岡町・楢葉町等)
20. 国際シンポジウム(全国フェミニスト議員連盟共催)
23. 議員会役員会、緊急院内集会「セクハラハッシングは許さない」
- 25~26 議会運営委員会行政視察(岐阜県可児市、岩倉市)

### 5月

1. 国会ロビー活動(参議院会館)
7. 会派議案説明
14. 第27回地方×国政策研究会(衆議院会館)
16. 6月議会議案説明会、議員会総会
- 17~18 福祉環境常任委員会行政視察(茨木市、東大阪市)
21. 大瀬古新田地区区画整理審議会
22. 自治体議会で取り組む公文書管理条例制定の課題とポイント(中央大)
25. 議会運営委員会、公共施設整備等調査特別委員会
27. 全国フェミニスト議員連盟総会・記念イベント



▲もし、議会がパリテ(男女半々)になったらというカードに、私は「すべての人が生きやすい社会になります。早く実現させよう！」と書きました。向かって右は三鷹市市議の野村さん、左は茅ヶ崎市議の小磯さん、二人とも同じフェミ議連のメンバーです。(4月7日 上智大)



▲福田財務次官のセクハラ発言や財務省の調査方法撤回を求める緊急院内集会「セクハラハッシングは許さない」に黒装束で参加しました。セクハラは人権侵害、悪いのは加害者。

この集会の翌日、福田淳一事務次官の辞任を閣議決定。しかし、本人はセクハラを最後まで否定したままでした。(4/23 衆議院会館にて)



▲大熊町のあちこちで見かけた緑のシートで覆われた放射物質の入ったフレコンバッグの山

の視点から見た。しかし、工事関係者以外に町民の姿は全く見えず、官製復興の見本のような感じでした。

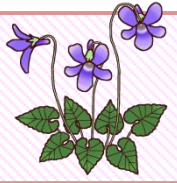
あちこちで道路建設が行われ、ビジネスホテルも沢山建っていて、3年前に視察した時とは雲泥の差でした。

大熊町議会議員の小幡ますみさんの案内で、昨年3月に指定解除された富岡町の居住制限区域(NOSOSK)の現状、富岡駅、富岡海岸、富岡商店街、夜ノ森公園、滝沢ダム等や、全住民避難自治体大熊町の復興拠点(大川原地区居住制限区域)の現状、50億の役場建設計画の現場などを視察してきました。

4月18日から一泊で福島原発震災被災地スタディーツアーに参加しました。

### 編集後記に代えて

東日本大震災による福島第一原発事故から、今年で丸7年経過しました。



# Q&A

## 3月議会 やざわえみこの一般質問

### ★一般質問は以下 4 点を取り上げました。

- ・記号式投票方式の導入について
- ・市立中学校の制服について
- ・八潮市文書取扱規程について
- ・住宅用地の課税について

### 記号式投票とは

公選法第 46 条の 2 において、条例を定めれば可能とされている選挙の投票方法の一つ。あらかじめ投票用紙に印刷された候補者の氏名や政党名に丸印などをつけて投票するもの（広い意味で電子投票も含む）。これに対して候補者の名前を書く方法を自書式投票という。近隣の吉川市、松戸市、八千代市の市長選の選挙期日当日の投票分に導入されている。

### メリットとしては

- ・疑問票を少なく出来る。
- ・開票作業に掛かる時間が少なく済む（特に電子投票などでは瞬時に開票が可能である）。
- ・開票に掛かる費用が少なく済む（初期費用が高くなる可能性はある）。
- ・自書式に比べて非識字者の投票権が奪われにくい
- ・同姓同名候補への対応が比較的容易。
- ・他事記載が困難である。
- ・高齢や身体障害のため自書できない者でも投票が可能となる。

**A** 記号式投票については、無効票や疑問票が減るメリットはあるが、課題もあるため市選管では議題としたことはない。全国市区選挙管理委員会連合会資料では、全国市区 814 自治体中のうち導入済みは 110 自治体でまだ少数。

前回の 29 年 9 月の市議選では、期日前投票の割合が、27.6%で全体の約 25%。期日前投票には記号式は導入できないため、いずれにせよ期日前投票の 25%分については、無効票や疑問票は出る。

### やざわの意見

前回の市議選では、かの泰司氏は、1,048,480、大山やすじ氏は、134,519 の得票数であった。これは「やすじ」と書いた人がいた結果、按分されたものです。一人一票が原則なのだから、本来、少数点以下の得票はあり得ないはず。相模原市議選では、0.38 票の差で涙を飲んだゲースもあつたと聞く。一票の重さを尊重する上でも導入すべき。

**Q** 性別を問わず着用できる制服を導入するところが増えており、生徒はスラックスやスカートなどを自由に選べると聞いた。「八潮市でも、スラックス等自由に選べる方式にすべきでは？」

**A** 女子生徒はスカートのみという固定概念を外しスラックス等選択できるようにすることは大切なこと。



人権に十分配慮し、校長会に働きかけ実現するよう努力する。

### やざわの考え

性同一性障害や LGBT など性的マイノリティの生徒らへの配慮だけでなく、冬場の寒さ対策、自転車通学など、スラックスを認めることには、かなりの有意性がある。多様性を尊重する時代、早期に実現すべきです。

### 驚くべき答弁にビックリ！！

**Q** 文書取扱規程別表第 2 C 財務の部、6 固定資産税都市計画税（全般）において「土地評価調査 地積図・画地認定図」は、10 年保存とされている。この「地積図・画地認定図」とは、何を指すのか。

**A** 画地認定図は公図をもとに現況地目の認定や土地全体としての状況、使用実態を記載したものの。しかし、**地積図は作成も保存もしていないし、文書取扱規程別表に記載された経緯も不明。**

この規定は、事務処理の適正化と能率の向上を図るため定められたものなので、規程第 24 条において「文書の保存年限は別表第 2 に定める基準に基づき主務課長が定める」となっているが、適用はあくまでも当該文書がある場合であって、文書等の記載があることをもって、当該文書が存在するわけではない。

### やざわの意見

一筆の土地を区分して課税する場合に、その区分を明らかにし、地積を決めなければ課税標準が決定できない。従って、「地積図や画地認定図の作成」は課税の必要条件であるはず。

私たちは、市の担当者が代わっても、記載された経緯は必ず引き継がれるものだと信じていたが、この答弁を聞く限り、「行政の連続性」は、名ばかりのようです。

何度か質問していた生活困窮者自立支援制度の「家計相談支援事業」が、ようやく八潮市でも実施することになった。期待される効果は「自力債家計管理ができるようになる」ことにより、世帯として家計基盤が整うことにより、将来の収支変動にも対応可能になる。また、滞納している税金・公共料金等の債務を解消することにより、生活が安定します。

## 議員の期末手当を0.1ヶ月分(47,400円) 引上げ案に反対しました！

### 反対討論要約

① 「人事院勧告により、職員の勤勉手当を引き上げるので、均衡を考え、議員も一緒に引き上げる」というのが提案理由。しかし、議員の報酬を定めた市条例には勤勉手当そのものはない上、職員と議員との均衡を図り、連動して引き上げるという規定は、地方自治法にも市の条例にもない。職員の勤勉手当分を勝手に期末手当と言い換えて、相当額を引き上げるのは、わかりやすく言えば、相乗り、便乗値上げです。

② 職員の場合は、勤務成績が極端に悪ければ一部支給率が減らされる場合もあるが、議員の場合は一律支給になっている。

③ 今回の案では、期末手当の支給割合を0.1ヵ月分増やすとされているが、役職加算分を除けば、実際には0.12ヵ月分の増額。この加算は廃止すべき。

④ 特別職等報酬審議会に諮っていない。

⑤ 原則として、市長ら三役、議員は特別職で、一般職と違う。特別職というのは、基本的に仕事をもって評価されるはずだから、人事院勧告による一般職の方々の生活給的な補償とは異なる。

従って、人事院勧告とは切り離し、例えば選挙直後とか、任期の真ん中あたりで、審議会の意見を聞きながら、報酬総額を決めて、それを任期中は動かさないというのを基本とすべき。

⑥ 総務省家計調査年報によれば、非正規が増加で、1997年をピークに可処分所得(手取り月収)は減り続け、世帯収入はこの20年で2割近く低下。勤労者世帯でさえ14%低下している中、3年連続の引上げは市民の理解を得られない。

**(この議案に反対したのは、大泉、福野、川井各議員とやざわの4人だけでした)**

なお、増額分については、私は毎回市外の公益団体に寄付をしています。今回も同様に予定です。

本来は、市民の税金から支出されるので、市内の団体に寄付したいところですが、議員は選挙区への寄付は公選法で禁止されています。

他市の議員の中には、法務局へ供託する方もいますが、手続きが面倒なので、私向きではありません。

いずれにしても議員の報酬の決め方を改める必要があります。



## 東埼玉資源環境組合議会報告

3月27日、組合議会が開催され、管理者から9議案が提案され、すべて可決されました。

主な議案は以下の通りです。

- ・平成29年度東埼玉資源環境組合会計補正予算(第3号)
- ・平成30年度東埼玉資源環境組合会計予算
- ・東埼玉資源環境組合個人情報保護条例(新設)

昨年9月の改選後、初めて組合議会議員になり、これまで9月、12月、3月議会と続けて質疑しました。(詳細は組合議会のHP参照)

本来、ゴミの処理は域内処理が原則ですが、各自治体で焼却施設を作り処理するよりも効率的として、現在、5市1町(越谷市・草加市・三郷市・八潮市・吉川市・松伏町)で共同して組合を作りゴミ処理を行っています。組合方式は、メリットもある反面、市町とは別組織となるため、組合関係については、自分の議会でも質問できない。このためゴミの問題は、住民に身近な問題なのに、住民から遠い存在になりがちです。

また、組合議会の議員は市民の直接選挙ではなく、各議会の議員から選出される仕組みになっており、議会毎に、構成市の議員の交代があり、慣れた頃に交代では、議会のチェック機能も十分果たせないのでは？と感じました。

議会は年4回開催されますが、ここ3回の議会をみても、質疑をする議員もあまりいないので、たった一日、しかも2時間程度で閉会します。

平成30年度予算では、八潮市の組合への分担金は、3億7233万7千円(一人当たり4,182円)で、6自治体のうち(人口の少ない)松伏町に次いで2番目に多くなっています。

分担金は平等割15%、搬入割85%となっている為、ゴミの減量化に取り組み、減る仕組みになっています。

**ゴミの減量化に取り組み、分担金を減らしませんか？**



旧潮止揚水機場に係る住民監査請求の結果棄却が市のホームページに公開されています。この中で、「請求人は会議資料などへの加筆及び修正がねつ造に該当すると指摘しているが、必要に応じて会議の説明資料の加筆・修正はあり得ない。仮に、公文書に加筆修正することは十分に考えられる。」と、加筆・修正を認めるような表現があります。しかし、原則決裁を受けた公文書の加筆・修正はあり得ない。仮に、公文書に加筆修正を加えた場合には、再度、決裁を受けて後々、それが分かるように保存すべきです。